

令和4年2月24日

第2回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第2回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 加須市農業振興地域整備計画の変更について（10月受付分）

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和4年2月24日				召集場所	騎西総合支所 3階 第301、302会議室			
開会の日時	午後1時28分				閉会の日時	午後4時01分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫		○		
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男		○		
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐 久 間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
加須市農業委員会事務局				加須市経済部農業振興課					
次 長 小 川 修 一				課 長 駒 宮 敏 之					
主 幹 正 能 光				主 事 足 立 直 弥					
主 幹 新 井 昌 典				加須市騎西総合支所農政建設課					
主 幹 関 田 毅				主 事 関 根 祐 葵					
主 事 加 藤 正 則				加須市北川辺総合支所農政建設課					
				主 任 福 富 加 奈 子					
				加須市大利根総合支所農政建設課					
				主 査 松 本 篤					

開会 午後 1時28分

○事務局（小川修一君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さんこんにちは。

定刻より若干早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

冒頭で、小倉会長ですけれども、都合により本日は欠席となります。

また、事務局の大熊局長ですが、3月議会が始まっておりまして、議会の関係で、申し訳ございませんが欠席させていただきますので、私のほうで進行させていただきます。



◎開会の宣告

○事務局（小川修一君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 皆様、改めましてこんにちは。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスのまん延防止重点措置の期間が延長されまして、残念ながら今回も議員さんだけの総会ということになりました。残念でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先ほど事務局よりお話がありましたように、小倉会長におかれましては、本日欠席されております。会長から電話いただきまして、今回の総会につきましてはよろしく頼むと、皆さんによろしく伝えてくださいというお話をいただきました。そういうことで、私、職務代理のほうで本日の議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより令和4年第2回加須市農業委員会総会を開会いたします。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（小川修一君） ありがとうございました。



◎出席委員数の報告

○事務局（小川修一君） 本日の総会でございますが、現在委員総数15名のうち、過半数を超える13名の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告します。



○事務局（小川修一君） それでは、議事に入らせていただきます。

先ほど職務代理申し上げましたとおり、小倉会長が不在ですので、農業委員会等に関する法律第5条5項の規定により、柳田職務代理に議長をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） それでは、よろしくをお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○職務代理（柳田 浩君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

5番 山 岸 和 男 委員

6番 嶋 村 淨 委員

の両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○職務代理（柳田 浩君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は高齢により耕作ができないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申

請となっております。

譲受人の所有農機具や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われ
れます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地
調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

2月12日、推進委員の野本さんと川島さんの3人で、譲受人の さん宅を訪ね、また
現地を見、話を伺ってまいりました。

譲受人につきましては、譲渡人のところの、現在、二、三年前から作付しているようでご
ざいます。また、その中で、譲渡人につきましても、高齢だということできないという形
で、一応贈与したいという話だったそうです。

何ら問題なく、また、農機具等もそろっており、許可相当と判断してまいりました。ご審
議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は、持分3分の1ずつの3人で、いずれも居住は遠方で耕作できないため、
また、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の所有農機具や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ない
と思われまふ。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地

調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

2月12日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地ですけれども、3ページの 〇〇〇〇 というところは、これは陸田になっていて、ここは若干草が生えているような形になっておりました。これ以外の、この土地の庭の近くなんですけれども、そちらは普通に稲作を作って、その後耕うんされたような形で適正に管理されておりました。

今回の譲渡人の 〇〇〇〇 さんという方から、4か月ぐらい前だったかと思うんですけれども、私の自宅に電話がありまして、兄弟がこの農地と宅地ですね、相続して住んでいたわけなんですけれども、最近急に亡くなったために兄弟で全部分けることになったということで、できたら地元の人にまとめて買い取ってもらえるように何か間に入ってもらえないかというようなことで電話がありまして、私もちょっと分かりませんから、どなたが全部の田んぼを作っているのか分かりませんので、 〇〇〇〇 さんに相談したところ、この

譲受人の 〇〇〇〇 さんがこれ全部作っているんじゃないかということで、本人に聞いてみたところ、先ほど申し上げました 〇〇〇〇 のこれは、昔近くの人が小麦作っていたんですけれども、その人がやらなくなったために2つ空いているんですけれども、それ以外のところはもう20年ぐらい前から頼まれて、今もお米を作っているということで、この3件の中には出ていないんですけれども、 〇〇〇〇 さんの弟さんが宅地を譲り受けて、残りの田んぼについては、3人で土地を売って、分割して、そういうお金を譲り受けるというような形で、この 〇〇〇〇 さんと 〇〇〇〇 さんのほうで電話を何度かやり取りして、話がまとまったよということから1か月ぐらいになりましたので、できたら早めに相続のほう、こちらのほうももう名義を変えたいということでございましたので、本人に聞いたところ、金額のほうは聞いておりませんけれども、スムーズに話もまとまったということでございましたので、問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営拡大のため、また、譲渡人は経営規模縮小ため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく2月12日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

現地ですけれども、この 番地というところは、この地図ですと何枚かの田んぼに分かれておりますけれども、1枚の大きな田んぼになっておりました。既に稲が刈った後で、1回耕うんしたような形で管理はされておりました。

この譲渡人の さんです、この土地の上に という母屋があるかと思うんですけれども、ここが自宅になっておまして、この さん本人にお話を聞きましたところ、この下の土地はこの さんの最近名義になって、そんなようなこともありましたので、私も高齢のため、手放したほうがいいかなということで話合いをしたところ、分かってもらえたということで、今回の申請になったということでございました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の三俣・豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢で耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、この地区の、三俣・豊野地区ってありますけれども、申請人が共に豊野地区の方でございましたので、11番、柳田のほうが調査をさせていただきました。それで、報告をさせていただきます。

2月15日に坂田推進委員と2人で さん宅を訪問しまして、お話伺ってまいりました。申請人は親子関係でございまして、高齢のために経営を移譲するという形でございまして、特に問題はないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

それでは、本件についてご意見、ご質疑等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見ないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は後継者がいないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地

調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月14日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地調査を行い、
さんから事情を伺いました。

下樋遣川の 番は、以前から さんが耕作して、ソバの作付をしていたところ
あります。上樋遣川の 番は、 さんが農業公社に管理をお願いしていたこと
です。今般、 さんが管理していくのが困難になったとのことで、 さんに贈与し、管
理してもらうということになり、 さんはソバの作付をするという予定ということです。
適当であると判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は高齢により農作業ができないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の
申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はな
いと思われまます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地
調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

今回、早川初男委員が欠席のため、代わって報告申し上げます。

実は本日、11時半に早川さんから電話があつて、今日、 さんに電話をして、聞き取
り調査をしたということで、特に問題はなかったということで電話がありましたが、それで、

申請地は、さんが以前からずっと前から耕作してしまっていて、今回売買するという事になったそうです。なお、22日に松本榮次郎推進委員に聞いたところ、譲受人のさんは、年齢も62歳と若く、現在、全体の面積が20ヘクタールよりも多く栽培をしているということです。

私も23日に現地調査をしましたが、この土地につきまして、小麦が栽培されていました。乗用管理機で管理したソバとかありまして、除草剤ですか、それを散布したと思います。そのようなことから、農地法第3条の許可基準を満たしているところでありますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がございましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は経営規模の縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営の状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

15日に推進委員の石川さんと現地にて、譲受人のさんにお話を聞きました。

申請地は、三十数年前より借り受けをしまして、そこに今もハウスが建っている状態です。隣なんですけれども、さんの体調があまりよくないということもありまして、売っていただけるように話ししたところ、じゃ、そのようにということで売買で話がまとまり、

今回の申請となったということです。許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は農業の効率化のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっ
ております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ない
と思われまます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地
調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

この案件につきましては、小倉会長のところの案件なんですが、先ほど冒頭説明があつた
とおり、小倉会長より18日に電話がありまして、調査して、報告をお願いしますというこ
とで、承りましたので代わりに発表いたします。

12日に小倉会長、細谷、高橋両推進委員と現地にて、さんよりお
話を聞いたということです。

現地は、数年前に借りて、パイプハウスが2棟建ててあって、そこでネギの苗を栽培して
いる状態です。今回売買により譲ってもらえることになり、申請したところでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は営農できなくなったため、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請と
なっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ない
と思われま

す。

○職務代理(柳田 浩君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地
調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(瀬下京子君) 9番の瀬下です。

2月19日に松村推進委員と現地確認をし、譲受人になります さん宅を訪問し、お話
伺いました。

位置図を見ると、変形な形になっておりますが、今現在、1メートル地になっております。
道路よりも大分高く土が盛ってある状態になっております。譲渡人の さんは、以前こち
らのほうに住んでいらっしゃって、お野菜などを耕作されていたそうですが、今現在行田の
ほうに居住されております。十分な管理ができないということで、今回親戚であります
さんに贈与したいというお話があったそうです。 さんは、娘さんと一緒にお野菜を作る
とおっしゃってございました。特に問題ないと判断してまいりましたが、ご審議のほどよろし
くお願いいたします。

以上です。

○職務代理(柳田 浩君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、10番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は経営規模の縮小ため、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、この地区の担当は私ですので、私のほうから報告をさせていただきます。

本件につきまして、2月17日に譲受人の さん並びにご子息、実際に農業をやっているご子息からお話を伺ってまいりました。

この土地につきましては、位置図を見ていただくとお気づきかと思えますけれども、2回ほど資材置場ということでお話があった中で取下げになった土地でございますので、実際に農業やるのかどうかということも心配されまして、本人の作業場見て、農機具等の調査もさせていただきながら、本人の意思確認をしてまいりました。立ち会ってもらったご子息が、じゃ、現在実際に農業をやっているということでございますので、その方が今後やるということでございまして、特に問題ないというふうにお話しさせていただきました。特に3年3耕作の話も状況を言わせていただいております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） それでは、本件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○職務代理（柳田 浩君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の20ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、自宅敷地内に僅かな農地が残っていたため、改めて農地転用の申請をいたすもので、必要添付書類が整えられております。

今回の申請地は、線引き以前から住宅敷として使用してきた敷地の一部、6.55平米となっております。そこが農地のままであることが分かり、現地調査を行いましたけれども、第2種農地と判断され、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり2月12日、推進委員の野本さんと川島さんの3人で、現地及びまた、申請者のさん宅を訪ね、話を伺ってまいりました。

親が亡くなりまして、相続したわけですがけれども、申請地につきましては、線引き以前から宅地として利用しており、また、農地だとどうかということで申請に至ったわけですが、やむなく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5番の水深地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

4条の2番と5条の5番は、所有者が同一であり、事業計画も関連しておりますので、一括にてご説明いたします。

それでは、位置図の21ページ及び土地利用計画図の4-2、それと5-5をご覧ください。

まず、4条の2番の案件は、5条の建て売り住宅の開発のため、地積測量の際、建物の一部が農地に越境していることが発覚し、現地に合わせるもので、また、5条の5番は、建て売り住宅7棟を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、4条の2番は、建物を先代が建てたということでございますけれども、農地に建物がはみ出しているため、現況に合わせて分筆をし、宅地の一部とするもので、始末書が添付されております。

また、5条の5番は、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可が見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○職務代理(柳田 浩君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

2月12日、推進委員の小山さんと2人で、現地確認並びに聞き取り調査行いました。

まず、現地なんですけれども、基本的に は米を作っているんですね。その後、耕うんしたような形です。その上の土地については、しばらく作付していないような形ですね。

この4条の2番のところなんですけれども、きれいにはかなりなっていました。

というところで、先ほども説明ありましたが、大分前に長屋といいますか、作業場を建てたときにちょっと若干田んぼのほうにはみ出て、細長いところは、これ垣根ですね、垣

根のようなものを、外から見ると変なので植えてしまったということで伺いました。

さん宅にお伺いして、本人に話聞こうかなと思ったんですけども、ちょっと留守でして、代わりにせがれさんのほうから話を聞いたんですけども、建売のほうは前々から話が来ておりまして、これは航空写真見させていただきますと、もう右半分はほとんどもう住宅になっておりますので、左は幾らかまだ残っておりますけれども、今回は処分することに決めたということでございましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

まず、2番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることについて賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○職務代理（柳田 浩君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の22件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の2ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり2月12日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で現地及び、また、さん、譲渡人ですね、宅で話伺ってまいりました。

この土地につきましては、米を作ってもらっていたんですね。それで、この場所につきましても、事務局の説明のとおり、インターも近い、駅も近いという形で売買の話があり、話がまとまったそうでございます。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地

調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

2月12日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で譲渡人の さん宅を訪ね、話を伺ってまいりました。

譲受人と譲渡人につきましては親子関係でございます。子どもが出来たことで、借家住まいでございますけれども、手狭になったという形で、自己用住宅を建てたいという形で申請に至ったものでございます。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたのが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅14棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり2月12日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で現地を見、譲渡人ですか、4人いるわけでございますけれども、 さんと さん宅を訪ね、話を伺って、現地を見てまいりました。

現地につきましては、米が作られておるようでございますけれども、4人の協力があつてという形で、また変更もいいという形で、建て売り住宅の関係、14棟建てるわけでございますけれども、許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がございましたらお願いします。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の26ページ、27ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本事業は、国の固定価格買取制度ではなく、非FIT事業によるもので、発電電力を買い取る法人との協定書の写しが添付されており一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり2月12日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で現地を見、地権者の譲渡人の方宅を訪ね、また、現地を見、話を伺ってまいりました。

現地につきましては、葛西用水の南側でございます、家等はほとんどなく、また、太陽光施設には最適な場所だと判断してまいりました。また、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番及び7番の水深地区の案件について、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

5条の6番と7番は、農地改良とその進入路で、関連がございますので一括にてご説明いたします。

位置図の28ページ、29ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、いわゆる青地と判断されます。

まず、6番ですが、譲受人の さんが農地改良後、自ら農業を行っており、小麦を耕作する計画となっております。これまで申請地の東側から農地改良を行い、耕作も自ら行っている場所でございます。

次の7番は、進入路も本人が耕作しているところでございまして、いずれも5か月間の一時転用でございます。農地改良後も本人が小麦を耕作するということでございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○職務代理(柳田 浩君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

2月12日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地ですけれども、これは全部お米を作っており、その後の状態でした。譲渡人の さん宅をお伺いしたんですけれども、ちょっと不在のため、一番上の さん宅にお伺いして、本人から話を聞いたところ、この田んぼは、 さんが今までもお米を作っていて、ちょっと水はけが悪いために、盛土をして、小麦を作りたいということで話があったそうでした。今回、この下の申請地ってありますけれども、ここも一緒にやらないんですかっ

て聞いたところ、真ん中の田んぼが、ちょっと名前言ったの忘れちゃいましたけれども、相続がまだ済んでいないお宅があるので、今回ちょっとやらないとかというようなことを聞いておりました。

あと、7番は、それに伴っての進入路ということですので、問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

まず、6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の30ページ、31ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅14棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく2月12日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地ですけれども、花崎のプールに近い、下半分ぐらいに稲を作っているような形で、上の半分ぐらいは何も作っていない、ここ高台になっていますので、

適正に管理はされていまして。その後、花崎北の　　さんはちょっと住所がよく分からなかったため、地元の　　さん宅にお伺いして、ご本人から話を聞いたところ、もうこの辺も結構周りが宅地で住宅が建っておりますので、前々から不動産屋が何件か来て、土地を売ってほしいということでいろいろ話が合ったらしいんですけども、今回、近所の人と相談をして、手放すことに決めたということでございました。

稲を作った後、耕うんしてありましたので、売るのが分かっていたのに、何ていうんですかね、トラクターでうなったんですかって聞いたところ、今遠くからの、三俣あたりですかね、稲を作っている人に、ちょっとそれ言うのを忘れてしまったので、知らずに来年も稲を作ろうと思って、この間、来てうなっちゃったんだというようなことを言っておりましたけれども、その辺も話はちゃんと通っているということでございますので、問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君）　ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

8について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君）　ご説明いたします。

位置図の32ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築と道路後退部分の整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君）　7番、佐久間です。

同じく2月12日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地ですけれども、この 番地というところは、新川用水のちょっと近くになっておりますので、水がちょっと入りにくいような、そういう土地でございます。そのために、この辺で田んぼ作っている人はもう一人もいないという、若干草が生えているような形で、適正に管理はされておりました。その後、譲渡人の さん宅にお伺いし、ご本人から話を聞いたところ、今回、ほかにも田んぼあるので、手放すことになったということでした。鴻巣市の さんですが、この方は何か知り合いなんですかって聞いたところ、全然知らなくて、不動産関係からの話だったと思うんですけれども、すぐ隣が、名前ちょっと出ていませんけれども、お宅がありますので、この辺にも一回り話はしてあるから大丈夫ですということを聞いておりますので、問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の33ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでした。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

2月14日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また、譲受人の さん宅に行きました。

この申請者の間に挟まれているお宅は さんというお宅なんですけれども、譲渡人の さんというのは、その さんの娘さんだそうです。そういうことで、この土地を取得しまして、現在鴻巣に住んでいますんで管理ができないということで、 に依頼して、こういう申請になったという。それで、 さんが購入して、長屋住宅を建てるというようなことだそうです。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の33ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

やはり同じく2月14日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、先ほどと同じなんですが、譲渡人が さんと同じなんで、 さんの話なんですけれども、先ほど言った

とおり、さんというのはさんの娘さんのところで、現地のほうは、この
というの屋敷の裏でありまして、その裏に竹やぶがありました。先ほどと同じように、
さんは鴻巣在住でありますんで、管理も難しいというようなことで、売買したいという
ことでした。さんが管理して、さんが購入して、長屋住宅を建てるというようなこ
とでありますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

1 1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 3 番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の3 5 ページ及び土地利用計画図の5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅1 6 棟を建築するもので、必
要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認
したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基
準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地
調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（松村文夫君） 8 番、松村です。

2 月 1 4 日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地調査を行い、

さんから現地にて説明を受けました。現地は、さんは田んぼを休耕しており、

さんは昔から全ての耕作をやったとのこと。今般、教育施設や公園も近いことなどか
ら、建て売り住宅の話があり、進めることになったとのこと。申請地の西側一帯は既に
住宅が建ち並んでいます。このようなことから適当と判断をいたしました。ご審議よろし
くお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 3 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 4 番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の3 6 ページ、3 7 ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、5 か月間の一時転用であり、改良後も所有者の1 人が水稻を耕作する計画でございます。やむを得ないものと思われま

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（松村文夫君） 8 番、松村です。

2 月1 4 日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地調査を行い、
さんから状況等について説明を受けました。

この土地は、地盤が低く、水はけが悪いため、農地改良をし、先ほど事務局から水稻ということがありましたけれども、小麦を作付するためとのことです。適当であると判断をいたしました。

なお、この北側は太陽光発電施設、南側は道路、現地は本当に水はけが悪い状況になっておりますので、稲の作付を
さんがするという事で話が進んでいるようです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

ちょっと議事録の関係でちょっと確認をさせてください。

作付は、先ほど事前の説明の段階では水稻という話だったんですが、今は小麦という話みたいなんですが。

○8番（松村文夫君） はい。

○職務代理（柳田 浩君） 水稻でよろしいですか。

○8番（松村文夫君） いや、小麦です。

事務局からは水稻というお話がありましたけれども、現地は低い土地で、田んぼとして使えなくはないんですけれども、土地改良をして、小麦を作付すると。作付する人はさんがするということになっているようです。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

作付について、事務局の説明と違いが出ていますので、その辺は、いずれにしても作付作物の内容ですので、それは別として、この申請に対する許可についての採決を行わせていただきたいと思います。

それでは……。

○事務局（正能 光君） 事務局からなんですけれども、事務局のほうも さん本人からお伺いしているんですよ。金曜日に さんと、施工のですね、実際耕作する さんと、ここは、じゃ、何を作るんですかって再確認したら、やっぱり水稻ということで確認は一応しているんですけれども、再度、確認するということがよろしいですか。

○職務代理（柳田 浩君） 許可の採決だけさせていただいて、内容については事務局で再確認をして、整理するというにしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

それでは、14番について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の38ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、1種農地の許可の例外に該当し、開発行為に関しては、市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月14日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地調査を行い、代理人の さんから説明を受けました。

譲受人の さんは、 に勤務しており、借家住まいで手狭になったため、実家の前に自己用住宅を建てるため、隣接の さんの土地を購入するそうです。なお、 さんの実家は、隣接の であります。

現地は保全管理されている状態です。このようなことから、適当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の39ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されており、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月15日、地区担当推進委員の腰塚さんと現地調査を行い、代理人の行政書士の

さんから説明を受けました。

申請地は、障害物もなく、道路に接していて、管理も容易なことから、計画されたものであり、現地は、さん、さんは、保全管理状態、さんは稲作をしていた土地であります。隣接地は、太陽光発電施設となっていて、適当と判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番及び18番の大越地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

5条の17番、18番は、譲受人及び事業の目的が同一でございますので、また、場所も道を挟んで隣接していることから、一括にてご説明いたします。

両案件とも譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも第2種農地と判断され、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されており、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月12日、地区担当推進委員の腰塚さんと現地調査を行い、代理人のさんから説明を受けました。

申請地は、障害物がなく、道路に接しており、管理も容易なことから、計画されたものであり、17番は稲作がされており、18番は耕作放棄状態となっております。住宅に隣接となったら、影響が懸念されるため、ただしたところ、設置者において同意を得ているというこ

とでありましたので、問題ないものと判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

まず、17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の42ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、5か月間の一時転用であり、農地改良後も担い手が小麦を作付するという計画でございますので、やむを得ないものと思われ
ます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

2月15日、地区担当推進委員の腰塚さんと現地調査を行い、
さんから説明を受けました。

現地は、地盤が低く、水はけが悪いため、農地改良し、小麦の作付に適した土地とするものであるということです。現地は、
には小麦が作付されていますが、ほかの3筆と合わせて耕作しやすい土地とするため、今般同時に改良を行うとのこと。適当と判

断をいたしました、ご審議よろしくお願ひいたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の43ページ、44ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、いわゆる青地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、改良後も担い手が大豆を耕作するという計画でございますので、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

2月15日に推進委員の小谷野さんと2人で現地を確認し、 の代表の方に話を聞きました。

現地は、耕作放棄地であり、葎が生えているような土地であります。この さんというのは、位置図の申請地の下に屋敷が2軒ありますけれども、 さんの左、それ さんの屋敷でありまして、ですから、自分の屋敷の申請地は、この申請は自分の屋敷の裏側と道側の申請がありまして、そこを開拓というか、盛土して、大豆を作るといふような話でありますけれども、遊休農地、もう、五、六年も遊休農地なんですけれども、遊休農地解消の点からも許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がございましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、21番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の45ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現地は住宅が建っており、昭和45年頃から住宅敷として利用していたとのことですが、昭和42年のモノクロの航空写真を確認したところ、屋敷林等で不鮮明でございましたけれども、家屋のようなものが確認できましたので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○職務代理(柳田 浩君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(山岸和男君) 5番、山岸です。

15日に推進委員の石川さんと現地確認及び聞き取り調査をいたしました。譲渡人のさんより聞き取りをいたしました。 さんの長男の方ですね、聞き取りをいたしました。

事務局のとおり、住宅の一部が農地のままであることが分かり、是正するための今回申請としました。審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○職務代理(柳田 浩君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、22番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の46ページ及び土地利用計画図の5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅3棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、北川辺地域は市街化調整区域と市街化区域の線引きがないため、今回の面積では、開発手続不要で建築確認の見込みもあることから、不許可の例外で集落接続があるため、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

同じく15日に推進委員の石川さんと現地確認及び聞き取り調査を、 さんのお宅で聞き取り調査をいたしました。

現場なんですが、申請地は、近所の人に去年まで稲を作っており、現況は適正に管理されております。ちゃんと耕うんして、きれいになっている状態です。後継者もないということなんで、不動産屋さんに相談して、地元の不動産屋さんに相談していたところ、今回売買で話がまとまり、今回の申請となりました。現場の状況から許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、23番、東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の47ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、いわゆる青地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、改良後も所有者が小麦を作付するという計画でございますので、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

2月17日に推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。現地では、譲受人の さん、譲渡人の さんの奥さんとお会いして、いろいろお話を伺っていました。

やっぱり低いところなんで、小麦を作るのに、土を盛るそうでございます。何も問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 先ほど事務局の説明で5か月って聞こえたんですけども、これには3か月って書いてあるんで、あれと思ったんで、すみません、こういう質問で。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

すみません、5か月じゃなくて3か月です。読み間違いです。申し訳ありません。

○職務代理（柳田 浩君） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

————— ◇ —————

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○職務代理（柳田 浩君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分27筆、面積にいたしまして、1万5,881平方メートルとなっております。

この集積計画は、本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。

それでは、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○職務代理（柳田 浩君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきま

して、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、同意するということに決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時7分

◇

◎開議の宣告

○職務代理（柳田 浩君） それでは、皆様おそろいようですので、再開をさせていただきます。

◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○職務代理（柳田 浩君） 議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

審議に入ります前に、本日の進め方について、委員の皆様にご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（小川修一君） 議案第6号なんですけれども、加須農業振興地域整備計画の変更に つきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づきまして、市長が農業委員会へ、この計画の変更に当たってのご意見をお伺いするものでございます。

議事の具体的な進め方でございますけれども、議案書、A4横のほうを見ていただくと、総括表ってあるんですけれども、総括表をめぐっていただき、この表の一番左側見ていただくと、議案番号とか農用地区域番号ってありますよね。そこにアルファベットで上からAとかBとか、いろいろ入っていますけれども、説明は、そのアルファベットのごとに、AだったらAをまとめてということで、一括して農業振興課の担当者から説明をさせていただきます。

終わってから、ご意見、ご質問等を伺って、各案件に対して、農業委員会として意見を付すかどうかを決めていただきますので、そういう進め方でよろしくをお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） ただいまの説明のとおり進めるということではよろしいでしょうか。
（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、最初に、事案番号1番から4番について、農業振興課の担当から説明をお願いします。

○農業振興課長（駒宮敏之君） 農業振興課長の駒宮でございます。

冒頭、一言だけお話をさせていただければと思います。

今回の整備計画の変更、いわゆる除外、この手続についてのまずスタートのところでございます。今年度から年2回受付をするということで、今年度2回目ということでございます。ちなみに1回目の去年の4月の議決提出分は、19件程度の案件がございました。今回は、資料のとおり18件ございます。今回は、皆さんにこの18件についてご審議をお願いしたいと思います。

それでは、具体的な説明を担当のほうからさせていただきます。

失礼いたします。

○農業振興課（関田 毅君） それでは、農業振興課の関田と申します。よろしくお願いたします。

初めに、農振除外の担当者をご紹介したいと思います。騎西総合支所のほうから。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 騎西総合支所農政建設課の関根です。本日はよろしくお願

します。

○北川辺総合支所（福富加奈子君） 北川辺総合支所の農政建設課の福富と申します。よろしくお願ひします。

○大和根総合支所（松本 篤君） 大和根総合支所農政建設課の松本と申します。よろしくお願ひします。

○農業振興課（足立直弥君） 農業振興課、足立です。よろしくお願ひします。

○農業振興課（関田 毅君） 同じく農業振興課、関田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうは着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

皆様には、資料として4種類お渡ししております。先ほどお話ししましたA4横版の加須農業振興地域整備計画の変更について（10月受付分）加須農業地域振興整備計画変更申出地総括表というのが1部、同じくA4横版の位置図及び事業計画図が1部、続きまして、A4縦版の加須農業振興地域の農業の振興に関する計画ということで、こちらですね、縦版のものが1部、同じくA4縦版の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）の策定についてということで、1枚裏表の両面刷りのもので、それが1部ございます。全て4部でございます。それでは説明させていただきます。

まず、見方などを簡単に説明させていただきます。

最初、小川次長のほうからも説明があったとおりになんですが、まず、総括表のところをご覧ください。

1枚めくっていただきまして、左1列目から、事案番号、農用地区域番号となっており、4列目からは、該当する土地の所在地や地積と続きます。その後、除外の事由、事業計画者、代理人、土地の所有者となっております。そして、一番右側の列の備考欄に、事業計画者の現状や事業を計画した理由などを記載しております。

10月の申出の全体件数につきましては、除外が18件ございます。除外については、地域別では、加須地域が7件、騎西地域が9件、北川辺地域が1件、大和根地域1件、目的別では、住宅が5件、敷地拡張が7件、資材置場が1件、駐車場が2件、公共施設用地が3件となっております。

次に、位置図及び事業計画図をご覧ください。

表紙を開いていただきますと、事案番号の順に見開きになっておりまして、左上に事案番号を記載しています。開いていただいた、上が位置図、下が事業計画図となっております。

続いて、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画と地域の農業の振興に関する地方公

共同体の計画（通称27号計画）の策定についてをご覧ください。

これは、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づき、加須市が策定する地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、通称27号と言いますけれども、その案となります。加須農業振興地域整備計画を補完する計画になります。土地改良事業の完了後、8年未経過の受益地については、原則除外ができませんが、27号計画で種類、位置、規模が定められている施設の用に供する土地については、除外できることとするものです。

除外を許容できる受益地・施設については、A4版両面印刷1枚の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）の策定についてをご確認ください。今回の議案第6号の総括表の中では、事案番号17番の北川辺地域の敷地拡張1件が対象の事案となります。

それでは、資料のご説明をいたしますので、総括表と位置図及び事業計画図をご覧ください。ながら、お聞きください。

最初に、総括表の農用地区域番号A、事案番号の1番から4番です。

これは、分家住宅が1件、農家住宅が1件、自己用住宅が1件、敷地拡張が1件です。

まずは、事案番号1番ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、妻、子と借家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である祖父の承諾を得て、今回の計画となっております。計画地は、実家から徒歩5分の距離であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号2番ですが、除外事由は農家住宅です。

事業計画者は、市外で農業を営んでおりましたが、今以上に本格的に農業を営みたいということで物件を探していたところ、加須市で既存の物件と農業倉庫を購入し、近隣の農地を借りて、農業を行う予定でおります。購入後に既存の農業用倉庫の土地が農地のままであること、また、接道部分の土地が農地であることが判明したため、今回の計画となっております。

続きまして、事案番号3番ですが、除外事由は敷地拡張です。

事業計画者は自動車整備工場を営んでおります。お客様から預かった大型車を敷地内に駐車するに当たり、そのスペースが不足しているため、敷地拡張を計画しております。計画地は、既存工場の北側の隣接地であり、周辺の農地を分断することなく、既存の事業用地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われれます。

事案番号4番ですが、除外事由は自己用住宅です。

事業計画者は妻、子と借家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である母の承諾を得て、今回の計画となっております。計画地は、実家と隣接しており、お互い助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

事案番号1から4番の説明は以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等ありましたらお聞かせください。

どうでしょうか。ご意見等ございますか。

江川委員さん。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

事案番号2を、もう一度、2の農家住宅、これをもう一度説明してもらいたい、ちょっと分かりづらい。内容を理解できなくて、もう一回、どういうことなのか。農家の住宅を、今まであったやつを買った。買って、何とかというお話だったですよ。ちょっともう一度、その辺は説明願います。

○農業振興課（関田 毅君） 再度説明させていただきます。

今回の2番の案件については、市外の方、農家をやっている方がこの物件を今回購入したんですけれども、もともとこの物件については、工務店で、工務店を経営している方が住んでいまして、その方が亡くなられて、ここが空き家になっていた状態だったんですね。その工務店の方が、宅地のほうはもともと白地で抜いてあったんですけれども、事業計画図見ていただくと、点線の枠については白地で残っていて、実際に前の田んぼのほうに敷地が出ていたり、北側の道路に建物が出てしまったりということで、今回購入した方が、今後、改築等や増築等はしないんですけれども、購入した後、そういったものが発覚をしたので、今回通常の手続ということで進めたいということです。

将来的には、おうちの改修をする際には、今の状態だと接道が通っていないものですから、除外をして、農転をしてという手続で申出が上がってまいりました。

○2番（江川芳夫君） はい、じゃ、もう一度確認します。

この事業計画の中のこの図面の点線の部分だけが白地で、そこに家が建っていると、現在、その北側、これは、北側っていうか、右側って見えるよね。

○農業振興課（関田 毅君） そうですね、右側ですね。

○2番（江川芳夫君） これ、番地は の……

○農業振興課（関田 毅君） それは、実は3筆ありまして、もう実際に、倉庫とか……

○2番（江川芳夫君）そこはすでに、何か家が建っているんですか。

○農業振興課（関田 毅君）家は倉庫ですね。倉庫がもう建っています。

あと、宅地のほうの浄化槽とかも入っております、もうこのままだと、今後建て替えしたときに建て替えができないということもございまして、今のうちに除外、農転をさせておきたいということで申出がございました。

○2番（江川芳夫君）それは。

○農業振興課（関田 毅君）はい。

○2番（江川芳夫君）それから、の点線になっている左側、これもかかっているんですか。

○農業振興課（関田 毅君）これも隣のの田んぼの敷地の一部なんです。そこに当時の工務店さんが塀を出して造っていたり、建屋を造って出したりということで、既に状態的にはよくない状態になってしまったということです。

○2番（江川芳夫君）今回出すのが宅地の左側の細いやつ。

○農業振興課（関田 毅君）今回出すのは、事業計画図でいう、点線の宅地の左側と右側の3枚の計4筆になります。

左側については、今、分筆中です。実際にが1枚の田んぼになっておりますが、ここの部分だけ張り出しているため、今、分筆しております。

○職務代理（柳田 浩君）どうでしょう、ほかにございますか。

もしご意見がないようでしたらば、確認をさせていただきたいんですが。

事案番号1番から4番について、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君）はい、ありがとうございます。

それでは、意見なしと決定いたします。

次に、事案番号5番から7番について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君）続きます、農用地区域番号のB、事案番号の5番から7番です。

これは、公共用施設用地が1件、敷地拡張が2件でございます。

まず、事案番号5番ですが、除外事由は、公共用施設用地として、携帯電話無線基地局になります。

事業計画者は、通信事業者で、該当地以外では地権者の承諾が得られなかったため、申出地での計画となりました。

なお、携帯電話無線基地局は公共性の高い事業であることから、計画者の事業計画で事業を進められるため、本事案については既に設置済みの案件になります。

続きまして、事案番号6番ですが、除外事由は敷地拡張です。

申出者は総合建設業であり、申出地は、既存の太陽光発電施設の隣接地です。

なお、今回の申出地は、除外手続や農地転用を行わず、太陽光発電施設として活用していたため、申出地に設置されていた太陽光パネルを撤去してから申出をしております。申出地は、周辺の農地を分断することなく、既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われま。

続きまして、事案番号7番ですが、除外事由は敷地拡張です。

申出者は、事案番号6番と同一で、申出地は既に資材置場の隣接地でございます。

こちら、今回の申出地については、事案番号6と同様に、除外手続や農地転用を行わず、資材置場として活用していたため、申出地に仮置きされていた資材を撤去してから、申出をしております。

申出地は、周辺の農地を分断することなく、既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われま。

事案番号5番から7番の説明は以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

特に担当地域の方、意見等あったら発言願います。

どうぞ。

○8番（松村文夫君） これは が持っていた土地なんですか。

○農業振興課（関田 毅君） そうです、これ、 さんの名義の土地ですね。

○8番（松村文夫君） は、農地は取得できたわけ。

○農業振興課（関田 毅君） ここの農地については、 の会長さんとかにも確認したんですが、平成3年頃に土地改良事業があって、換地をして、その辺に集約したということだそうです。その中で、当時の土地改良区のほうで、本当は手続的にはできないんですけども、除外とか農地転用やっておくからということでそのままお任せしておいたら、今回の6番と7番の部分が残っていたという状況らしいです。

換地でここに集約したというふうに聞いておりました、それで、このまま一部、こうなったら隣同士なんですけれども、太陽光発電施設の敷地と四角の敷地、西側と東側については、このまま設置してしまったということをおっしゃいました。

なので、今回、そういうものは、これもはっきり言えば違反になるので、是正して、現地はもう更地にしてもらっていますので、そこから手続を踏んだ後、農転終わった後に再度設置してもらおうという形を今取っております。

○8番（松村文夫君） 分かりました。

○職務代理（柳田 浩君） どうでしょう、ほかにございますか。

どうぞ、江川さん。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

もう一度確認なんですけれども、今現在ある太陽光発電は、除外を取ったり、そういう手続をしないで、土地改良のときに、換地になったときからもう宅地、農地以外の土地という理解でよろしいですか。

これは、両側で、この出っ張っているところだけ今回は太陽光を、これ無視して造っちゃったんでしょからね。

○農業振興課（関田 毅君） そうですね。

○2番（江川芳夫君） だから、もともとこの太陽光、今あるところは、除外とか、その他農転とか、そういう手続を以前に取ったんですかね。それはどうなんでしょう。

○農業振興課（関田 毅君） こちらについては、もともと換地でそっちに持ってきたという話は聞いていますけれども、除外を、ちょっとそこまでは調べていないですけれども、今の図面でいきますと、今もう白地になっていますので、残っているのは今回の2か所ということで、今回是正させているところです。

○2番（江川芳夫君） 事業計画書で申出書って、太陽光が出っ張っている部分、これ最初太陽光造るときに一気にこの申出書のところまで造っちゃったということですよ。

○農業振興課（関田 毅君） そうですね、会長さんに聞いたら、あそこは手続終わっているというふうに思い込んで、そのまま造っちゃったみたいなことは言っていました。

○2番（江川芳夫君） はい、了解です。

○職務代理（柳田 浩君） よろしいですか。

○2番（江川芳夫君） はい。

○職務代理（柳田 浩君） それでは、特に意見ないようございますので、確認をいたしま

す。

事案番号5番から7番について、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、意見なしと決定いたします。

次に、事案番号8番から13番について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課(関田 毅君) 次に、農用地区域番号Dの事案番号8番から13番です。

分家住宅が2件、敷地拡張が1件、駐車場が1件、資材置場が1件、公共用施設用地が1件です。

まず、事案番号8番ですが、除外事由は駐車場です。

事業計画者は医療品製造業です。

事業の拡大により、現在駐車場として利用していた土地に新しい工場を建設するため、新規の駐車場が必要となったことから、今回の計画となっております。

計画地は、工場から徒歩4分ほどの距離にあります。

続きまして、事案番号9番ですが、除外理由は資材置場です。

事業計画者は不動産リフォーム業者で、該当地は自己所有地の隣地であり、今後、中長期的な事業計画を見据え、リフォーム事業を実施する拠点として、資材置場を当該地に選定しました。申出地には、以前の所有者が家屋を設置しておりますが、申出に基づく農業振興地域整備計画変更後に申出者が除去する予定であります。

なお、申出地は、周辺の農地を分断することなく、自己所有地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われます。

続きまして、事案番号10番ですが、除外事由は、公共施設用地として、携帯電話無線基地局になります。

事業計画者は通信事業者で、該当地以外では地権者の承諾が得られなかったため、申出地での計画となりました。

なお、携帯電話無線基地局は公共性の高い事業であることから、計画者の事業計画で事業を進められるため、申出地に設置されていたため、本案件については、事案番号5番と同様、設置済みの案件になります。

続きまして、事案番号11番ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、妻と借家に居住しており、部屋が狭く、生活に不便を来していることから、

所有者である父の承諾を得て、住宅を建築するため、今回の計画となっております。

計画地は、実家から徒歩1分の距離であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号12ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、夫、子どもと借家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である義理の父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は実家の隣地であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号13番ですが、除外事由は敷地拡張として、進入路になります。

事業計画者は、市外に住んでおりますが、月に3日から4日は実家に戻り、農業を営んでいます。物置を建築するに当たり、土地を調べた結果、宅地の出入口が農地であることが判明しました。該当地は、昭和50年代の埼玉県道拡幅工事に伴い、築造した出入り口であります。拡幅工事前の出入口を付け替えした経緯がございます。本人は、定年退職後に実家へ家族と共に転居する予定でありまして、今回の計画となっております。

事案番号8番から13番の説明は以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

江川委員さん。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

事案番号9番、これちょっと私も地元なものですから、この案件については、やはり前所有者がいて、自分の母屋を引いて、自分の畑へ引っ張っちゃったということで、家は現在あるということよろしいですね。この が今後それを撤去するというので、今回、除外をして、資材置場に使うという解釈なんですかね、それでよろしいですか。

○農業振興課（関田 毅君） 今の質問なんですけれども、位置図と事業計画図、事案番号9番を皆さんご覧いただきまして、今、この申出地の中に平屋のおうちが実はもう建っております。この平屋のおうちは、位置図でいうところの、すぐ左上に既存宅で住宅地が何件か建っているんですけれども、もともとこちらにありました、昭和50年代の初めに。ここを当時の地主さん、所有者の方が土地を売って、住んでいたおうちを今のところに曳家で持ってきて、住んでいたという状況です。その所有者の方は、実際にもう孤独死されていまして、今空き家状態で、長年住んでいなかったせいで庭もジャングルのような庭木が生い茂って

る状況であったんですけれども、事業計画図を見ていただくと、今回の事業者の申出の方が隣の西側の土地を、やっぱりここも宅地であったんですけれども、ここを所有いたしまして、ここを会社の社宅として貸し出すというところで計画しておったところに、今回この案件があって、ここを取得するという計画で考えているみたいです。

もともとこの申出地については、所有者の方が亡くなられて、相続で上尾に住んでいる方が相続したんですけれども、こちらの加須のほうに戻って、これを活用することはないということで、今回不動産業者のほうに話をし、今回、不動産業者のほうでリフォームの資材を置くための資材置場として活用するための状態にするということで申出の申請がありました。

敷地の南については、もう既にきれいに片づけていただいております、今回除外の見込みがあれば、すぐ今の空き家の古いおうちのほうも撤去して更地にするということでお話いただいております。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○職務代理（柳田 浩君） ほかにご意見がなければ、確認をさせていただきます。

事案番号8番から13番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、意見なしと決定いたします。

次に、事案番号14番から16番について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 次に、農用地区域番号Eですね。事案番号で言いますと、14番から16番です。

敷地拡張が2件、駐車場が1件です。

まず、事案番号14番ですが、除外事由は敷地拡張です。

事業計画者は、学校法人で園庭の拡張を計画しております。

現在、旧騎西コミュニティセンターの駐車場を借りておりますが、令和4年3月に貸借期間が満了になるため、保護者用の駐車場、職員用駐車場が不足し、かつ親子の野外活動を実施するに当たり、園庭を駐車場として利用すると、園庭が使えなくなってしまうことから、今回の計画になりました。

計画地は、事業計画者の所有の土地で、隣接し、一体利用が可能なため、周辺の営農には

支障が出ないと思われます。

続きまして、事案番号15番。

除外事由は駐車場です。

事業計画者は、医療品のキャップ、容器の製造及び販売業を営んでおります。このたび、新型コロナウイルス感染症による国産ワクチン製造に事業者が製造する医療品用キャップが使用されることになり、既存の社員駐車場に新工場を建築する予定になりました。そのため、社員駐車場が不足し、第2駐車場の入り口を計画地と選定しました。

なお、申出地は、周辺の農地を分断することなく、一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われます。

続きまして、事案番号16番。

除外事由は敷地拡張です。

事業計画者は、夫と居住しておりますが、3年前に長男夫婦と同居することになり、所有する自家用車が増えたこと、長男夫婦の仕事が自宅にて行い、会社から社員が複数出向いて打合せすることから、駐車場が不足し、今回の計画となりました。

計画地は、宅地の隣地で、周辺の農地を分断することなく、一体利用できるため、周辺の営農には支障は出ないと思われます。

事案番号14番から16番の説明は以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

江川委員。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

これも確認をさせてください。

この幼稚園、14番、
、これは駐車場、今まで使っていたところは、多分運動場かな、何かそんな感じで、特別に許可になったというか、となりに農地があつて、運動場だったところを今度は駐車場にするので、その分拡張するところのお話だと思うんですよ。

この60台、これ見ますとね、60台ですよ、駐車場、こんなに必要なんですか。今まで借りていたのは60台置かれていたんですか。その辺もちょっと確認させてください。

○農業振興課（関田 毅君） もともとこの学校については、位置図を見ていただいて、認定こども園なんですけれども、この建物の道を挟んで西側に当時の騎西町という文化会館とい

う建物がありまして、その駐車場を保護者用の駐車場、あとは職員用の駐車場として借りておりました。ただ、一応今年度いっぱいその貸し借りについて終わってしまうと、賃借が終わってしまうということで、ここがなくなると、お子さんたちの保護者の止めるスペースがなくなるということで、今回、今の園庭のところについては、駐車場を増設したいということでございます。園児の数も結構いらっしやいまして、今回60台あれば、屋外活動をするときにでも、保護者プラス職員の数は賄えるということで申出がありました。

今回の申出地の中は、今まで体験農園とか、そういう農地として使っていた部分がありまして、今回この園庭を今回の申出地のほうに移動した際、農園については、事業計画図でいうところの、園庭のトラックの絵が描いてあると思うんですけども、その北側に体験学習用スペースというふうに細長くなっておりますが、そちらを農園として活用するということが伺っております。台数についても、園児の家庭数で60台あれば大丈夫ということで伺っております。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 何だかどンドン大きくなってきたような気がしたから、ちょっと確認をさせていただきます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ほかにご意見のある方いらっしゃいますか。

それでは、ご意見はないようですので、確認いたします。

事案番号14番から16番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号17番について、担当からの説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 次に、農用地区域番号F、事案番号17番です。

敷地拡張が1件です。

事案番号17番ですが、除外事由は事業所の敷地拡張になります。

事業計画者は、合成樹脂の成形加工業者であり、新たに工場と事務所棟を建築するため、今回の計画となりました。

建築予定の工場棟には、既存の第2工場の設備を移転して、第2工場には、現在外注している印刷加工の業務を行う予定であります。計画地の南側につきましては、県道飯積向古河

線がありまして、近隣の農地と分断しているため、周辺の営農等には支障は出ないと思われ
ます。

事案番号17番の説明は以上になります。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等が
ありましたらお願いします。

山岸さん、よろしいでしょうか。

○5番（山岸和男君） はい。

現場を見たんですが、この申請地になっているところは、農地になっているのが申出地だ
けなんで、妥当だと思います。

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

それでは、特にご意見はないようですので、確認をいたします。

事案番号17番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さない
ことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号18番について、説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 次に、農用地区域番号G、事案番号18番です。

公共移転が1件です。

事案番号18番、除外事由は携帯電話無線基地局の公共移転でございます。

事業計画者は通信事業者で、公共事業の道路計画や排水計画を踏まえ、該当地以外では地
権者の承諾が得られなかったことから、この申出地での計画となりました。

なお、携帯電話無線基地局は公共性の高い事業であることから、計画者の事業計画で事業
を進められるため、事案番号の5番と事案番号の10番と同様、本事案についても既に設置
済みの事案になります。

事案番号18番の説明は以上になります。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま説明がございましたけれども、本件についてご意見、ご
質問ありましたらお願いします。

この件については私の担当地域ですが、特に意見はございません。

ほかにごございますか。

（「なし」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ないようでしたら、確認をいたします。

事案番号18番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ありがとうございます。

それでは、意見なしと決定します。

以上で、議案第6号「加須市農業振興地域整備計画の変更について」を終了させていただきます。ありがとうございました。



◎報告事項

○職務代理（柳田 浩君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございますが、相続による届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりでございます。

続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について18件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地の貸借の合意解約による届出86件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○職務代理（柳田 浩君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて、議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○農業振興課（関田 毅君） 農業振興課からなんですけれども、先ほどの除外の関係で説明したときに、事案番号17番については、27号計画の対象になりますとお話しさせていただきました。今回こちらのA4縦版のこの計画書ですね、左2つ留めになっている計画のほ

うの変更になりますので、よろしく願いいたします。

○農業振興課（足立直弥君） 27号計画について、ご説明させていただきます。

変更となる箇所が表紙の所に令和何年何月何日変更と記載させていただきまして、7ページのところで、今回、表のほうに記載されているところになりますが、3番が新しく、今回17番で上げさせていただいた内容になりまして、その後、施設調書のほうに、併せて3番として詳細のほうを記載させていただいております。

○農業振興課（駒宮敏之君） 今の27号計画は、今後、除外の案件として該当する土地が出てきた場合には、先ほど申し上げました7ページの施設の総括書、それからもっと具体的な施設の調書に加わっていくこととなります。これを変更という形でまた皆さんにお諮りをしたいなと思いますので、その節はよろしく願いいたします。

○事務局（小川修一君） 柳田職務代理さんには、議事の進行、お疲れさまでした。



◎閉会の宣告

○事務局（小川修一君） それでは、閉会のご挨拶を職務代理さん。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には、長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。今回は特に長時間でございました。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第2回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時1分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年2月24日

職務代理 柳 田 浩

署名委員 山 岸 和 男

署名委員 嶋 村 淨